

【訪問リハビリテーション料金表】

(1) 介護保険給付によるサービス費

令和3年4月改定

	サービス内容	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
基本料金	訪問リハビリテーション費 (1回)	307円	614円	921円	基本のサービス費となります。
加算料金	リハビリテーション マネジメント加算 (A) イ (1か月)	180円	360円	540円	リハビリテーション実施計画のもとにリハビリを行った場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加算 (A) ロ (1か月)	213円	426円	639円	定期的なリハビリテーション会議を開催した上で訪問リハビリテーション計画を見直し、自立のために必要な支援方法を他職種と情報共有し、その内容を厚生労働省へ提出した場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加 (B) イ (1か月)	450円	900円	1,350円	定期的なリハビリテーション会議を開催した上で訪問リハビリテーション計画を見直し、自立のために必要な支援方法を他職種と情報共有しその内容を厚生労働省へ提出し、医師が利用者又はその家族に説明した場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加 (B) ロ (1か月)	483円	966円	1,449円	
	短期集中リハビリテーション 加算 (退院退所日又は認定日から3 か月以内)	200円	400円	600円	利用者の方に対して集中的にリハビリテーションを実施した場合に加算となります。
	移行支援加算	17円	34円	51円	訪問リハビリテーションを終了し、他の社会参加の機会に移行した利用者が一定数以上の実績のある事業所に加算されます。
	サービス提供体制強化加算 (I)	6円	12円	18円	国が定めた資格を持ち、一定の経験年数を有する療法士が配置されている事業所に加算されます。
	サービス提供体制強化加算 (II)	3円	6円	9円	
		中山間地域等における 居住する者へのサービス提供 加算	5%		特定の地域に居住する者へサービス提供を行った場合に左記の割合が乗算されます。

(2) その他の利用料

	サービスの種類	自己負担額	内 容
交通費 (1回)	片道5km以上 10km未満	300円	事業所からサービス提供場所まで片道5km以上ある場合に、その距離に応じた交通費をいただきます。(中山間地域等における居住する者へのサービス提供加算を算定しない場合)
	片道10km以上 20km未満	500円	
	片道20km以上 25km未満	700円	
	片道25km以上	1,000円	
	その他の費用	実費	上記の他に随時必要とされる場合実費をお支払いいただきます。

【介護予防訪問リハビリテーション料金表】

(1) 予防給付によるサービス費

令和3年4月改定

	サービス内容	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
基本料金	訪問リハビリテーション費 (1回)	307円	614円	921円	基本のサービス費となります。
加算料金	短期集中リハビリテーション加算 (退院退所日又は認定日から3か月以内)	200円	400円	600円	利用者の方に対して集中的にリハビリテーションを実施した場合に加算となります。
	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	6円	12円	18円	国が定めた資格を持ち、一定の経験年数を有する療法士が配置されている事業所に加算されます。
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	3円	6円	9円	
	事業所評価加算	120円	240円	360円	利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった事業所として評価された場合に算定となります。
	中山間地域等における居住する者へのサービス提供加算	5%			特定の地域に居住する者へサービス提供を行った場合に左記の割合が乗算されます。

(2) その他の利用料

	サービスの種類	自己負担額	内 容
交通費 (1回)	片道5km以上 10km未満	300円	事業所からサービス提供場所まで片道5km以上ある場合に、その距離に応じた交通費をいただきます。(中山間地域等における居住する者へのサービス提供加算を算定しない場合)
	片道10km以上 20km未満	500円	
	片道20km以上 25km未満	700円	
	片道25km以上	1,000円	
	その他の費用	実 費	上記の他に随時必要とされる場合実費をお支払いいただきます。